

(事業主の方へ)

平成27年5月1日施行

「特定求職者雇用開発助成金」支給基準の変更について

助成対象外となる基準の追加

平成27年5月1日以降、対象労働者を雇入れる場合

<新たに助成対象外となる基準>

① 有期契約で雇入れる場合は、原則対象外

ただし、自動更新や本人が希望すれば必ず65歳以上まで継続雇用できる場合は、対象となる可能性があります。

(「更新の可能性あり」「本人の体調、勤務状況、業績による」等 何らかの条件が付く場合は対象外となります)

② 対象労働者が途中離職した場合

第1期支給対象期間開始から1ヵ月以内に対象労働者が離職した場合は、不支給となります。

支給額の算定方法

平成27年5月1日以降、初回申請※する場合

※ 初回申請とは平成27年5月1日以降に第1期支給対象期の申請を行うなど、対象労働者について初めて支給申請を行うことをいいます。

◇ 対象労働者の実労働時間に応じた支給額の算定

対象労働者の実労働時間が、雇用契約で定められた所定労働時間に満たない場合には、支給対象期6ヵ月間の平均実労働時間を算出し、

◆ **短時間労働者以外の労働者の場合**、月ごとの実労働時間が**30時間の8割を下回る場合**、その月の助成額が**減額又は0円**となります。

◆ **短時間労働者の場合**、月ごとの実労働時間が**20時間の8割を下回る場合**、その月の助成額が**0円**となります。

詳しくは、お近くのハローワークにお問い合わせください。

